

会 議 録 (要旨)	
令和2年度 第2回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和2年7月31日(金) 13時30分
開催場所	和光市役所 全員協議会室
開会時刻	13時30分
閉会時刻	14時38分
出席委員	事務局
石山 恒征 佐々木 好評 清水 善行 鈴木 正敏 和田 百合子 内野 裕嗣 佐藤 貴映 原 彰男 大友 絹江(会長代理) 小田原 紀慧子 金子 正義(会長) 津川 知子 山崎 操  (13人)	保健福祉部長 川辺 聡 総務部次長兼収納課長 高橋 雄二 健康保険医療課長 渡部 剛 健康保険医療課主幹 阿部 剛 健康保険医療課長補佐 森谷 聡子 収納課長補佐 金井 宏之 国保医療政策担当統括主査 斉藤 寛子 国保医療政策担当主任 大坂 秀樹 ヘルスサポート担当主任 端山 明子
欠席委員	傍聴 0人
菅野 隆 佐々木 淳  (2人)	
備考	会議資料 次第、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4、資料5-1、資料5-2
会議録作成者氏名	斉藤 寛子

発言者	会 議 内 容
森谷課長補佐	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただいまより、令和2年度第2回国民健康保険運営協議会をはじめます。</p> <p>なお、この協議会の会議については、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっています。</p> <p>また、会議後には、会議録を作成し公開します。その際の記録は要点記録とし、各委員の質問、発言については、委員名を明記した上での議事録とさせていただきますのでご了承ください。</p>
川辺部長	<p><b>2 あいさつ</b></p> <p>第2回国民健康保険運営協議会にご参集いただきありがとうございます。</p> <p>本日は、専決処分の報告及び決算の報告、補正予算の審議のほか、第2次和光市国民健康保険ヘルスプランについてご審議をいただく予定です。このヘルスプランについては、令和3年度から3年間の国保運営の指針となるもので、国保税率等についてご検討をいただきます。皆様には忌憚のないご意見を述べていただき、より良い和光市国民健康保険の運営に努力してまいりますので、よろしくをお願いします。</p>
	<p><b>3 諮問</b></p> <p>川辺部長より金子会長へ、諮問書を交付</p>
金子会長	<p><b>4 報告事項</b></p> <p>議事に入る前に、今回の会議の会議録における署名人を指名させていただきます。</p> <p>石山委員、山崎委員の二人をお願いします。</p> <p>それでは、報告事項1「和光市国民健康保険税条例の改正（3月専決処分）について」、事務局より説明願います。</p>
斉藤統括主査	<p>国民健康保険税条例については、地方税法施行令が改正されるこ</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>とになり、市の国保税条例についてもその内容に合わせて改正したものです。法律の改正が、3月31日付けで改正され、その施行日が4月1日とされたことから、市としては、これに合わせ、3月31日に国保税条例を改正しました。</p> <p>今回の改正は、国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るものです。国保には、所得の少ない方に配慮し、その所得に応じて、7割軽減、5割軽減、2割軽減という3段階の法定軽減制度が定められております。この基準は法律等で決まっていますが、このうち、今回は、5割軽減と2割軽減について、軽減の対象となる金額を引き上げるという内容です。</p> <p>5割軽減の方は、「33万円+28万円×被保険者数」で求められる金額以下の所得の方が対象となっていました。この基準の「28万円」の部分が「28万5千円」に引き上げられました。また、2割軽減の方は、「33万円+51万円×被保険者数」で求められる金額以下の所得の方が対象となっていました。この基準の「51万円」の部分が「52万円」に引き上げられたという内容です。</p> <p>施行期日につきましては、令和2年4月1日であり、通常、条例の改正は議会の議決によることとなりますが、軽減の拡充という被保険者の方々に有利に働くものを当初課税に反映させるため、専決処分により対応しました。</p>
金子会長	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>次に、報告事項2「令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について」、事務局より説明願います。</p>
斉藤統括主査	<p>今回の補正予算は、令和2年度当初予算額62億3,715万円に47万8千円増額し、補正後の予算額を62億3,762万8千円とするものです。</p> <p>歳出の「款1総務費」、徴収業務については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、納税義務者が外出をせずにスマートフォン</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ンを使って、市税を納付できるサービスを導入するため、47万8千円を増額補正するものです。</p> <p>歳入の「款7繰入金」については、先ほど歳出のところで説明しました事業費の財源として一般会計からの事務費繰入金を同額の47万8千円を増額補正するものです。</p>
金子会長	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p>
鈴木委員	<p>外出をせずに市税を納付できるサービスということですが、具体的にはどのような方法で行うものでしょうか。また、利用者及び効果はどのように見込んでいますか。</p>
高橋次長	<p>利用方法は、現在使用している納税通知書にコンビニで支払う際に使用するバーコードが記載されており、そのバーコードをスマートフォンのアプリを使って読み込んで納付するという方法になります。ただし、利用するにあたっては、事前にインターネットバンキングで銀行の登録をする必要があります。</p> <p>利用率については、現在、他の自治体等でもあまり導入されていないものになりますので、見込むことが難しいですが、この導入の趣旨としては、コロナウイルス感染症の感染予防対策として、納期は月末になりますので、その時期に銀行やコンビニに出向いて密になることを避けようというもので、納税者や金融機関等の職員の感染予防になるものと考えています。</p>
金子会長	<p>次に、報告事項3「令和元年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計決算について」、事務局より説明願います。</p>
森谷課長補佐	<p>令和元年度の予算現額は、66億3,377万7千円となっております。これに対して、歳入における決算総額は66億6,018万3千円、歳出における決算総額は63億8,738万円となります。この結果、令和元年度の歳入と歳出の差である形式収支は、2億7,280万2千円の黒字となり、令和2年度に繰り越すこととなります。ま</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>た、令和元年度末における基金残高は、11億6,058万1千円となります。</p> <p>次に、歳入における予算との差額の主なものは、まず、国保税について、8,925万7千円予算を上回りました。次に、県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金について、歳出の保険給付費の減額に伴い、1億4,378万3千円予算を下回り、特別交付金については、6,270万6千円予算を上回りました。</p> <p>次に、歳出における予算との差額の主なものは、まず、支出の中心である保険給付費について、療養諸費は、1億4,693万5千円、高額療養費について2,626万9千円、予算を下回りました。この医療費の支出分については、ある程度の支払いの余裕を持って予算を組んでおりますので、一定額が執行残として残りました。</p> <p>この歳入、歳出における予算との差額の結果、令和元年度の形式収支は、2億7,280万2千円となりました。</p> <p>令和元年度決算状況を歳入、歳出の款ごとの構成割合について、歳出については、医療費の支払いである保険給付費が62%と半分を超えている状況です。その他、埼玉県に納付する国民健康保険事業費納付金が32%となっています。</p> <p>歳入については、被保険者の皆さんから集めている国保税の割合が全体の24%となっております。また、保険給付費は県からの交付金で賄われることとなっておりますので、県支出金が61%となっています。</p> <p>被保険者の推移について、令和元年度は、被保険者数は、3.47%減少しております。社会保険への移行や75歳からの後期高齢者医療制度への移行により、被保険者数は減少しております。</p> <p>また、退職被保険者というのは、会社等を永くお勤めになった方が退職されて、国保に入ってきた65歳までの方を区分しておりましたが、この制度が終了しますので、被保険者は減少しております。</p> <p>次に、再掲になりますが、前期高齢者については、令和元年度は、若干減少しております。しかし、全体の被保険者数に占める割合は34.9%となっており、その率は微増しています。</p> <p>次に、一人当たり医療費については、近年、ずっと増加傾向にあ</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ったものが、平成30年度に減少に転じました。しかし、令和元年度に再度、増加する結果となりました。その要因としては、特に入院の一人当たり医療費が増加しており、レセプト1件あたりの医療費が100万円以上の入院件数の増加や、急性骨髄性白血病や急性大動脈解離など高額な医療費の入院が発生しているためと考えられます。</p> <p>保険給付費の総額は令和元年度に2.16%増加しております。これまで、被保険者数の減少に伴い、減少傾向にありましたが、令和元年度については、被保険者数減少の影響を上回る一人当たり医療費の増加に伴い、保険給付費も増加しています。</p> <p>国保会計にとって、貴重な自主財源である国保税収入については、被保険者数の減少に伴い、年々減少していましたが、平成30年度に保険税率の改正を行い、増加に転じました。令和元年度については、約15億9,100万円となっており、被保険者数の減少に伴い、前年と比較すると2.81%の減少となりました。また、一人当たりの調定額、つまり一人当たりの税額を見てみると、令和元年度は、約10万8千円となっています。</p> <p>次に、国保税の収納率については、令和元年度は91.67%となり、0.19%減少いたしました。</p> <p>次に、一般会計からのその他繰入金については、基金の活用、そして税率の見直しなどにより、平成30年度からの3か年は、毎年度2億5千万円としたところです。</p> <p>参考に、その他繰入金について、県内市と比較した場合、一人当たりの金額はどうかということを見ると、和光市は、県内40市中5番目に多い金額となっており、比較的多くの金額を一般会計から繰り入れている状況にあります。</p> <p>次に、「7 医療費適正化に向けた取組状況」として、(1)生活習慣病重症化予防については、医療費に占める割合も大きいということをこれまで説明しましたが、この事業は、その中でも糖尿病性腎症の重症化に取り組むもので、症状が悪化して、人工透析に進んでしまう人を防ごうということを目的としたものです。対象者を抽出し、その方の症状の改善、病気の進行を遅らせようという取組になります。令和元年度の当市国保加入の人工透析者一人当たりの年間</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>医療費は約 610 万円強となっており、国保医療費への影響は高くなっております。</p> <p>内容としては、受診勧奨と保健指導にわけて実施しました。</p> <p>なお、②の表で、保健指導を行った結果、どのような検査の数値が改善しているかを示しております。体重、血圧について、数値の低下による改善が見られております。</p> <p>糖尿病性腎症の際の指標をみると、HbA1c：ヘモグロビンエーワンシーは、参加時の 7.3 から 6 ヶ月後の 6.7 と、マイナス 0.6 ポイントとなっております。また、egfr という指標は、値の低下が腎機能低下を示しますが、参加時の 63.2 から 6 ヶ月後の 63.7 と、プラス 0.5 ポイントとなっており、一定の効果を残しております。</p> <p>また、生活習慣病重症化予防の保健指導の人工透析移行者数については、近年、当事業の対象となった方で人工透析への移行者はおらず、本事業が目的とする重症化の防止が一定程度効果を表しているものと考えております。</p> <p>次に(2)特定健診・特定保健指導の状況について、まず、特定健診の状況ですが、対象者 8,855 人中 3,941 人が受診し、受診率は 44.5%となっております。特定保健指導の状況としては、対象者 452 人中、終了者 171 人となっております。特定保健指導参加者数 207 人中 82.6%の方が終了まで実施しております。</p> <p>次に、平成 30 年度より実施しております健康マイレージの実績です。参加者 1,367 人中、国保有資格者は 410 人となっております。体力測定会を 11 回実施し、事業参加者総数中 18.0%の方にご参加いただいております。</p> <p>次に、(4)及び(5)は、保険者として医療機関からの請求について、資格点検やレセプト点検を実施しています。資格点検では、国保資格を喪失した後の受診について、医療機関へその請求を戻すことなどを行っております。令和元年度については、2,051 件、効果額としては 2,865 万 9 千円となっております。レセプト点検では、医療機関からの請求内容を点検し、再審査申出などを行い、請求額の減額などを行っております。令和元年度については、査定件数 549 件、返戻件数 65 件、効果額としては 143 万 1 千円となっております。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>す。</p> <p>(6)は、ジェネリック医薬品利用促進差額通知の発送です。新薬をご利用の方を抽出し、同様の効果が見られるジェネリック医薬品をお知らせしております。効果額としては、新薬からジェネリック医薬品へ変更していただいた方の薬代の差額分となっており、年間推計で414万2千円と見込んでいます。</p> <p>また、この他に、ジェネリック医薬品の促進のための取組としては、病院や薬局において、お薬手帳や保険証に貼付するジェネリック希望シールの配布を行っています。</p> <p>(7)は、第三者行為求償です。ケガや病気が、交通事故など第三者によるものが原因となる場合には、その費用は加害者である第三者が負担するべきものですので、そのような原因で保険給付を行った場合は、加害者にその保険給付分を請求しております。令和元年度については、9件で、321万3千円でした。</p> <p>(8)は、健康サポート訪問事業です。重複・頻回受診者や薬の重複・多量投薬者を対象に、保健師等が訪問などにより、療養上の日常生活指導、医療機関受診に関する指導等を行ったものです。令和元年度については、指導対象者が70人で、相談のご案内通知を発送しました。このうち、訪問等により相談を実施した者が35人で、結果としては、70人中45人の方に改善がみられました。</p>
金子会長	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p>
鈴木委員	<p>歳出の保険給付費について、予算に比べて低く、不用額が出ている状況ですが、一人当たり医療費については、平成30年度と比較して上昇しています。</p> <p>今の時期、医療費の状況がどのようになっているのでしょうか。コロナの関係で、医療機関が厳しいと言われている状況で、和光市内の医療機関においても影響が出ているのではないかと思います。決算では平成31年3月診療分から令和2年2月診療分までの医療費となっているが、それ以降、診療報酬の請求の変化について教えてください。また、医療機関の先生方もご出席いただいておりますので、医療機関での変化についても教えていただければと思います。</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長	<p>コロナウイルス感染症が2月頃からですので、1月診療と比較すると、やはり件数及び保険者への請求額は減少しています。具体的には、入院外の日数について、1月は14,032日だったものが直近の5月ですと9,985日となっています。また、費用額についても1月は約1億4千万円だったものが、約1億5百万円と、3千5百万円減少しています。それに伴って調剤も減少しています。また、歯科についても、1月が4,209日だったものが、5月は2,968日と減少し、費用額についても、約2,800万円だったものが、約2,100万円に減少しています。</p>
原委員	<p>埼玉病院の状況を申し上げますと、3月ぐらいから減っておりまして、4月、5月がピークでした。その後、一度回復したのですが、また再度ここにきて自粛してきています。悪性の疾患の手術はやらざるを得ないですが、不要不急の受診を控えるということから、小児、整形、耳鼻科などの科が診療抑制されており、すぐにしなくてもよい手術を控えるといった状況です。また、健診については、全く行われておりません。健診の中の内視鏡を伴う検査は、ほとんどキャンセルとなっています。このような状況によって、病院の総収入にすると、2割から3割減ぐらいとなっていますので、国保の診療報酬の請求についても減っていると思います。</p>
金子会長	<p><b>5 諮問事項</b></p> <p>次に、諮問事項1「令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」、事務局より説明願います。</p>
斉藤統括主査	<p>今回の補正予算は、予算現額62億4,041万4千円に2億3,188万4千円増額し、補正後の予算額を64億7,229万8千円とするものです。</p> <p>歳入の「款7繰入金」については、歳出における徴収業務の納税サポートセンター業務委託の契約額が確定し、減額補正を行うことにより、事務費繰入金を91万8千円、減額補正するものです。</p> <p>次に「款8繰越金」については、先ほど、令和元年度の決算につ</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>いて報告させていただきましたが、前年度の歳計剰余金、つまり繰越額を計上するもので、当初計上している4,000万円を差引いた2億3,280万2千円を増額補正するものです。</p> <p>歳出の「款1総務費」については、先ほど、歳入の方でご説明しました徴収業務の納税サポートセンター業務委託料について、91万8千円を減額補正するものです。</p> <p>次に「款5保健事業費」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により健康フェアを実施しないため、22万6千円を減額補正するものです。</p> <p>次に「款6基金積立金」については、歳入の方でご説明しました前年度の歳計剰余金の繰越額を増額補正しました分及び先ほどご説明しました「款5保健事業費」の健康フェアの減額した事業費の分について、財政調整基金に積み立てるもので、2億3,302万8千円を増額補正するものです。この結果、補正後の基金残高は、13億5,437万4千円となります。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>諮問事項について、採決に入ります。</p> <p>諮問事項1「令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(採決)</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項については、原案のとおり承認いたします。</p> <p>次に、諮問事項2「令和2次和光市国民健康保険ヘルスプラン(国民健康保険税率等の改正)について」、事務局より説明願います。</p>

発言者	会 議 内 容
森谷課長補佐	<p>今年度につきましては、3年に1度の国民健康保険税率等の見直しについて審議していただく年度となっております。国保医療費の状況や課題を解決するための保健事業を記載した「第2次和光市国民健康保険ヘルスプラン」を策定し、その中で令和3年度からの3か年の保険税率等を示してまいります。</p> <p>運営協議会の委員の皆さまには、同プランについて、ご審議をいただきたいと考えております。</p> <p>今年度の運営協議会の開催スケジュールについて、第1回は、すでに書面開催させていただきました内容です。第2回については、本日の内容となっております。第3回以降については、10月、11月、12月にヘルスプラン、国民健康保険税率等の改正について、ご審議いただき、令和3年1月に同プラン、国民健康保険税率等の改正についてパブリックコメント・説明会を予定しております。そして、最終的には、第6回を令和3年2月に開催し、国民健康保険税率等について答申をいただく予定としています。第6回会議には、このほか、令和3年度国保特別会計予算や令和2年度補正予算についてもご審議いただきます。</p> <p>次に、今年度、皆様にご審議いただきます国民健康保険税率等の改正に対する基本的な考え方につきまして、2点挙げさせていただきました。</p> <p>一つ目として、国の方針として、法定外繰入金の早期解消が求められていることや市の一般会計財政調整基金残高が約2億8千万円、国民健康保険財政調整基金残高が約13億5千万円という市の財政状況を考慮すると、令和3年度から5年度までの3か年の第2期事業計画において、今期事業計画における法定外繰入金、毎年度2億5千万円と同額を行っていくことは困難であること、二つ目として、税率等の急激な上昇を抑えるため、国民健康保険財政調整基金の繰入れが必要となるが、第3期の税率改正に備え、一定額の基金残高を確保する必要があること、としています。</p> <p>今後、この基本的な考え方に基づき、税率改正について検討していきたいと考えています。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
清水委員	基本的な考え方の一つ目の法定外繰入金についてですが、平成29年度までは4億5千万円繰り入れており、平成30年度から2億5千万円となっております。この時は、どのような財政状況の中で、2億円減らすことができたのでしょうか。
渡部課長	平成30年度から国保の制度が大きく変わり、埼玉県の広域化が始まり、国も公費を3400億円投入することになりました。そのかわり、市町村の法定外繰入金については、減らしていくという方針が出されました。和光市は、3年ごとの計画を策定し、保険税率等を決めていくという方針で進めてきました。公費の状況と独立会計の原則という考え方により、法定外繰入金を減らしていくことになり、法定外繰入金を減らすとともに国保税率等の改正を行い体制を強化し、当時は、4億5千万円から2億5千万円に減らしました。また、国保税率についても一人当たり保険税額を5%増加させ、この制度改正に取り組んできたという経緯がございます。
清水委員	平成29年度から平成30年度の法定外繰入金を減額したときの国保財政調整基金の現在高はいくらでしたか。
渡部課長	平成29年度末は、4億8千万円でした。
鈴木委員	県の国民健康保険運営協議会の中で、県としての方針は、市町村に対し標準的な税率に持っていくようにと方針が出されていると聞いており、県の統一的な保険税率をどのように定めていくのか、また、その税率が和光市の現行の税率と比較するとどのようなものなのか、相当税率を上げないといけないのではないかと思うのですが、県の方から具体的な保険税率等は示されているのでしょうか。
渡部課長	埼玉県の運営方針は、期間が3年となっておりますので、現行の方針は、平成30年度から令和2年度で、ちょうど、現在、新たな方針を作成しているところです。標準保険税率を県で統一していこう

発言者	会 議 内 容
鈴木委員	<p>という話で進んでいることは聞いています。その運営方針が最終的にどのように決まっていくかということになりますが、やはり、標準保険税率に和光市の税率は届いていない状況です。その差を埋めているのが、法定外繰入金となっています。よって、法定外繰入金を一度に減らすということは、大幅な保険税率の引き上げが必要となってきます。県の方針としてもすぐに県統一の標準保険税率にするというわけではございませんので、順を追って統一していくという方針が出されれば、市としても、それに対応していきたいと考えています。なお、標準保険税率等の具体的な金額や数値は出ておりません。</p> <p>和光市国保では、現在13億の基金がある状況で、保険税率を下げていくということは理解されると思うが、上げていくということも方向として出すことはどうなのでしょう。</p> <p>3年ごとに保険税率を見直すということはわかりますが、保険税率を下げる見直しもあると思いますし、その判断は難しいと思いますが、現時点での状況はどうなのでしょう。</p>
川辺部長	<p>おっしゃるとおり、見直しということですので、プラスの見直しだけではなく、マイナスの見直しの可能性があるということは、理解しております。一方で、保険者として考えなければいけないのは、次の3か年を見ているだけでは、安定的な国保運営を行っていくというには問題があり、国民健康保険はずっと続いていくものですので、将来の第3期、第4期も見据えた中で、検討していかなければならないものだと思います。また、今の社会情勢としては、昔と違って、国保の4割の方が無職であり、財政状況が厳しい状況で、法定外繰入金を増やさず、保険税率を下げていくという見直しはかなり難しいと考えています。</p>
清水委員	<p>今後の会議開催について、第3回から毎月開催予定となっておりますので、できるだけ早めの日程調整をお願いします。</p>
金子会長	<p>事務局、そのようにお願いいたします。</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木委員	<p>諮問事項2については、次回以降の会議で、引き続き審議してまいります。</p> <p>諮問事項1の結果については、私から市長に報告します。</p> <p><b>6 その他</b></p> <p>補正第1号でコロナウイルス感染症関係の傷病手当金及び傷病見舞金を計上しましたが、その予算執行状況について伺います。</p>
渡部課長	<p>今時点で申請はありませんが、コロナウイルス感染症にかかった方及びそのご家族の方について問い合わせをいただいている状況です。今後、その方々について、傷病手当金の支給申請を進めていくこととなります。</p>
金子会長	<p><b>7 閉会</b></p> <p>以上をもちまして、運営協議会を閉会します。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>